



3-9 車の進入

電柱・交通標識などのあつかい——電柱は撤去、交通標識は町の両端にある。

町並の構成要素およびデザインの分析をしたが、高山の町並、特に恵比須台組の町並の最も特徴とするところは、幕末以降明治時代にいたる間に建てられた町家が集中し、これらの町家が同様式によっており、そこに統一性があることにある。

町並の構成要素およびデザインの分析をしたが、このような項目にしたがって高山の町並を分析すると、ひとくちに高山の町並といっても、そこには共通点が多く見出される一方、町並・町筋によって多少の相違がある。たとえば軒高をみると、恵比須台組では3.3～4 mが56%をしめているのに対し、隣りの上二之町では3.3～4 mは37%で、4 m以上のものが50%以上をしめている。また中二階建と本二階建の分布（図版4）をみると、恵比須台組では中二階建が多いのに対し、片原町では本二階建のほうが多い。このように一、二の点を比較しても、町並・町筋による特徴があるから、町並保存にあたってはそれぞれの特徴をつかみ、計画をたてなければならない。恵比須台組をとりあげてみると、ここでは江戸時代末期から明治時代にいたる間に建てられた町家が集中し、同様式による家がそろっており、そこに統一性があることにもっとも大きな特徴を見出せるのである。軒高が低い家が多いので、ここに本二階建など軒高の高い家を建てた場合には著しく目立つことになる。これに対し、本二階建の多い片原町などでは、新築する家が二階建であっても、そのデザインいかんによっては、現状の町並景観を著しくこわすことはないであろう。町並・町筋ごとにきめこまかい検討が必要である。

第二節 町並保存の理念と現実

1 町並保存の理念

新しい町づくり 町並保存は、保存することが第一に求められるが、その保存とはただ単に現状のままを凍結することではない。長い年月にわたって蓄積され、歴史的評価にたえてきた遺産——物質・技術・精神的なものをふくめた遺産を正しく伝承し、発展させるという、町づくりのひとつの方法である。そこは人々の生活の場であるから、なにを伝承し、なにを発展させるかがもっとも重要な問題である。町並保存は人間的スケールで地域に根ざした都市をつくることを根本的な思想としているから、町並を構成する物的要素の保存を基本として、それを動かす人々、それを形成してきた歴史的

要素、それを支える地場産業や経済的要素、それを秩序づける法的要素が深くかかわっている。そして町並保存を推進させる哲学とすぐれた計画と実行力が強く要求される。

町並保存を推進させ、それにかかわる人々は、まずその地域の住民に代表されるのであり、これに行政にたずさわる者、各種の専門家、観光者その他第三者があり、がそれぞれはたすべき役割をもっている。

町並保存の基本的な立場を以上にのべたが、卑近な例をあげて再び説明しておこう。町並保存はそれぞれの都市・地域がもつ伝統や特性をいかし、発展させることである。たとえばある種のプレファブ住宅のように、住宅を消費材とする考え方やその都市・地域に無関係な材料・技術を用い、その都市・地域に対して、物的にも、文化的にも、技術的にも蓄積にならないような、いわば植民地的文化のあり方を拒否し、それに対抗して、その都市・地域に根ざした特徴ある文化を築き、育てることにある。

2 町家の修景・保存

町家ファサードの評価 高山の町並・町家をどのように保存するかという問題を考える前に町家の現状を把握しておく必要がある。

町並を構成している町家を一軒ずつみると、建てられた時代、それ以来今日にいたるまでの経過はそれぞれみな異なっている。したがってその保存は、それぞれの事情・条件を考慮して計画がたてられなければならない。そこで道路に面する各家の正面について、年代と当初の形の残存状況とを指標として、大きく次の4ランク6種に分類してみた(表3-10)。

- a 江戸時代から明治時代の建築で、高山の町家としての伝統的な姿をよく伝えているもの。
- b-1 建築年代は古く江戸から明治時代、改造はあるが、伝統的な姿を保っているもの。
- b-2 建築年代はaより新しい。昭和になってから建てられたものをふくめ、伝統的な姿をもっているもの。
- c-1 建築年代は古い、大改造を受けているもの。
- c-2 建築年代がa・bよりも新しく、伝統的な様式で建築されたもの、すなわち復古調のもの。
- d 建築年代が新しいもの、その他、高山の町並にそぐわないもの。

修景・保存^{*1} 以上にあげた各項について図版5建物正面様式別分布図に示した写真を参考にしながら簡単な説明を加える。aは町並のデザインのうえでは問題がなく、高山町家の基準的なものとな

町名	ランク	a	b	c	d	
恵比須台組		17	9	3	3	32
竜神台組		20	11	8	9	48
上二之町		19	17	21	14	71
上一之町		10	9	9	25	53
片原町		4	17	18	25	64
		70	63	59	76	268

3-10 調査地の町家のランク別一覧表

*1 修景—ここでは町並と調和するすぐれたデザインによる町家の修理・改造や町並みをととのえることをいう。

修理は建物の維持保存の必要に応じて行なう工事で、工事の大きさにしたがって区別すると次のものがある。

- 1 解体修理
- 2 半解体修理
- 3 屋根替修理
- 4 部分小修理

り、いわば高山の町並景観を生み出す町家である。bはその現状を認めうるものと部分的な修景ですむもの。b-1はのちに改造が加わったため、町並景観にそぐわない部分ができただけのものであるから、復元的な手法による修理や修景が望まれるもので、部分的な小修理ですむ。図版5-b-1はその例で、建物の構造体は明治以前の古いものであるが、正面に用いられている建具が改造を受けて新しいものにかわっている。すなわち、一階の入口は縦棧の格子戸ではあるが、ガラス戸であって、新しい感覚のものになっている。「みせ」前面も新しい建具にかわっている。二階ももとは格子が入っていたがここもガラス戸にかわっている。

b-2は昭和の建築でaにくらべ年代的に新しく、また軒高などかなり高くなっているものもあるが、町家がaからb-2に変化したことを示す例となる。図版5-b-2にみるように軒高が高く、二階の建具は当時流行したとみられる棧のわり方によるガラス戸を用いているが、一階部分は伝統的な出格子によっており、一応高山の町家らしさを持っている。

cにはかなり大規模な修理・修景を必要とするものと、最近建てられたもので、修景の必要のないものとをふくむ。c-1は構造材は古いが、正面などに大改造が加えられているため修景することが必要であり、それによって、町並に調和する可能性があるもの。図版5-c-1は軒高は高くなく、構造体は古いが、屋根を瓦葺とし一・二階とも正面はすべてガラス戸にかわっており、しかも「みせ」前面では腰壁を設けているなどの大きな改造が加わっている。

c-2は最近になって建築されたもので、高山の町並との調和を一応考慮しており、現状では可と考えられるもの。図版5-c-2はその例で、本二階建であるため軒高は高い。一・二階前面とも格子を用いている。しかし写真にみるような形式の格子が高山町家の二階部分に古くから用いられていたかは疑問である。新築にあたっては民芸調に走らないような注意が必要である。

dは高山の町並にそぐわないから町並に調和するような改築が必要と考えられるもので、図版5-dはその例である。外壁をモルタル塗とし、銀色に光るアルミサッシを用いるなど、高山の町並においては異和感がある。

上記のようにb-1・c-1・dは修理、あるいは修景による整備が必要であり、aは近い将来に修理が必要となろう。これを町並全体についてどのような方法、手順によって実際に行なうかが問題となる。すなわち、現在「高山市市街地景観保存条例」ができていますが、これにもとずき、① 修理・修景など整備を年次的計画にしたがって行い、これを比較的短期間のうちに推進させる。② 当事者から修理・改造の希望や届出があったときにそれぞれに対処する。

③ 上記の両者を組合せた形にする、といった3通りが考えられ、実際には両者の比率が問題となるが、③の方法によって進められることが望ましいとおもう。

3 修景・保存にあたっての基本的な立場

法規との関係 まず法規との関係をみておこう。

今回の調査地区は都市計画法によって「都市計画区域」に指定されており、また「市街化区域」に定められている。この地区は「近隣商業地域」・「準防火地域」に定められている。しかし「高度地区又は高度利用地区」・「美観地区」・「風致地区」などの定めはない。

次に建築基準法にすることがらをみよう。調査地区は近隣商業地域であるから、工場や劇場・映画館・待合・料理店・キャバレー・トルコ風呂などいわゆる風俗営業のための建築は制限される。また建物の延面積と敷地面積の割合（容積率）は10分の30（300%）。建築面積と敷地面積の割合（建ぺい率）は10分の8である。建築の高さは、前面道路が4 mであれば、道路に接して高さ6 mまでのものが建てられ、道路から1 mさがるとに1.5 m高くなってもよい。

採光については居室の面積の $\frac{1}{4}$ 以上の開口部が必要である。ただ室境のふすま障子の間仕切はないものとして考えてよい。

天井高は、居室では2.1 m以上あることが必要である。これは平均の高さであるから、天井が斜めになっている場合は2.1 m以下の部分があってもよいことになる。

床高は45cm以上あることが必要である。ただ床下の湿気・通風を考慮したもので、コンクリートとした場合は、これ以下でもよい。

調査地区は準防火地域であるから、木造の建築物はその外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分^{*2}を防火構造としなければならない。高さ2 mをこえる門やへいも延焼のおそれのある部分^{*2}は不燃材料で造るか、またはおおわなければならない。屋根は不燃材料で造るか、ふかななければならない。

また入口や窓などの開口部で延焼のおそれのある部分^{*2}は、防火戸か防火設備を設けなければならない。

土台は構造耐力上主要な柱には使用し、布基礎に緊結する必要がある。このほか柱の径・筋かい・内装なども、建築基準法から問題になる。

町並保存のため大修理や建替えを行なう場合、以上にのべた法律にふれるところがでてくる。特に問題になるのは防火に関連することがらである。他のことがらは生活環境をよくするためには必要なことであるから、町並との調和を考慮して推進すべきである。防火に関しては、建物がすべて木造であることから最も注意をはらわ

* 2 延焼のおそれのある部分——建築基準法に定義されている法律用語。「隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす）相互の外壁間の中心線から、一階にあっては三メートル以下、二階にあっては五メートル以下の距離にある建築物の部分をいう」。

* 3 高山市街地の大部分は防火地域・準防火地域であるから(図版9)建築基準法によると木造建築の軒裏は防火構造としなければならない。ところが、高山市市街地景観保存計画では第2種保存区域の保存基準(69頁)に「軒裏には垂木(化粧)を設ける」とある。一般の構造によって垂木を設けたのでは建築基準法にあわない。したがってここに工夫が必要となる。たとえば、軒裏の垂木の間を土あるいはモルタル等をあげ塗りするか、裏板を防火材料とし、その下に垂木を化粧として取付ける方法である。保存基準の(化粧)の内容はこのようなことで運用されているのであろう。



3-11 民芸調の改造例 上 改造前 下 改造後

なければならないことであるが、法律をそのまま適用したのでは町家・町並の景観は伝統的なものとはまったくかけはなれてしまう。そこで防火に対する万全の設備を設け注意をおこたらないことと、防火に対する新しいデザインが必要であり、また法律上の緩和措置や特例を設ける必要がある。^{*3}

いわゆる民芸調について 次に修景・保存の設計にあたって注意しなければならないことは、その家が建築された時から今日にいたるまでの修理や改造の経過を明らかにし、そのなかでデザインが決定されなければならないという点である。したがってただ単に正面に格子をとりつければよいというものでない。

高山町家を代表するデザインのひとつは確かに正面の格子である。現在もっとも特徴的な格子は大割りで、1枚の戸を縦4、横8こま程度に割り、棧は3cmほどの幅で黒色とする。この形式の格子がモダンな感覚であることから、高山を表現する代表的なものとして用いられている。格子を歴史的にみると、この格子は比較的新しい時代の流行であって、江戸時代の町家を復元的に考えた場合、正面は格子でなくシトミであるものが多い。また明治22年「商工技勢飛騨之便覧」には、縦棧を強調した格子もかなり多く描かれている。したがって方形大割りの格子は、かつては必ずしも高山を代表するものではなかった。ただ、最近までには流行したのである。

方形大割の格子は高山町家の特徴を表現するひとつの手段ではあるが、町家の修理・修景、あるいは新築にあたって、この形式の格子を用いればよいということにはならない。この格子は用いかたによっては、いわゆる民芸調となって、高山町家の本来の姿を正しく伝えるものでなく、ニセモノになってしまう。修理・修景にあたっては、それぞれの建物について調査し、復元的なものを用いるなり改造の過程においてかつて存在したことがあるものなど、客観的に根拠があるものを用いるべきである。またこれとは異なった考え方として、その建物、さらには町並と調和したデザインを採用すべき場合もある。例えば大ガラスの1枚戸を用いても、そのデザインの優秀さによっては、単に方形大割の格子よりよくなることもありうる。

いわゆる民芸調が、高山町家にみられる最近の新しい傾向であり新しい蓄積になりつつある。しかしこのような家ばかりならんだのではアキが来るだろう。現在の民芸調は正しく伝統を受けつぐまでの一種の試行錯誤の過程であると考ええる。

なお、高山市市街地景観保存計画の第2種保存区域の保存基準では、町家住居は一階並びに二階とも格子を設けるものとする。町家様式店舗は、二階に格子を設けるものとする。あり、損失補償金の限度額の項に二階の格子として3種の格子が描いてあるが、方形の

棧割りの格子や吹寄せ形式の格子は、最近の家に用いられてはいるものの、古い家には用いられていないから、高山町家を修景する場合に採用することは必ずしも適切ではないとおもわれる。

正面だけの保存でよいか 次に町並保存は各建物の正面の保存だけ考えればよいのかという問題がある。

町並景観は町家のファサードを主要な構成要素としている。このことから町家のファサードだけをのこすという保存の考え方が生まれる。事実、「高山市市街地景観保存条例」や「京都市市街地景観条例」などでは、正面1.8mを単位としてそれに補助金をだすたてまえになっている。また高山市上三之町の恵比須台組では、正面をのこし後部をまったく新しくやりかえている家もある。

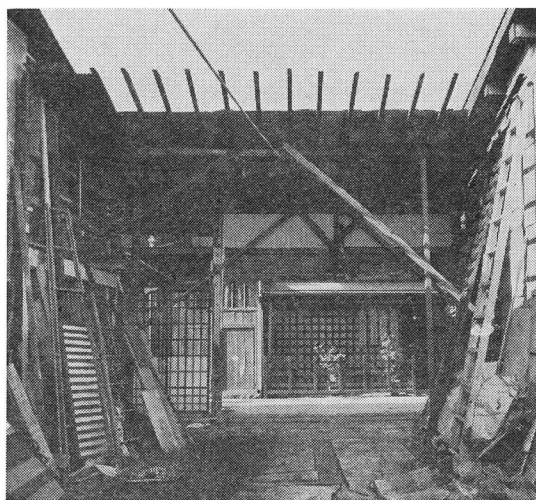
「恵比須台組町並保存会規約」では、「全員が区域内において新築・改築等する場合、前側だけでもできるだけ町並にふさわしく自主的に創意工夫する…」とうたっている。この規約は最低限町家の正面だけでも町並景観にふさわしくしようとするものであり、正面だけを町並景観にふさわしくすればよいといっているのではない。

町並保存は前にのべたように物的なもののみの保存に限られるのではなく、長い年月にわたって刻みこまれた生活のあとを保存することをも考慮しているのであるから、正面だけでなく、家全体についての調和を考慮した保存が望まれるのである。

このような観点にたつと、正面だけをのこして他を全くやりかえるやり方や、正面にのみ補助金をだすという方法は、町並保存の本格的な段階にいたるまでの暫定的あるいは過渡的な手法として考えられるべきであろう。基本的には正面だけでなく、その建物全体についての配慮が必要であり、そのひとつのケースとして、正面だけの保存でもやむをえないというものがでてくるのである。町並保存は基本的にはその町に所在する建物すべてを考慮し保存するのであり、この基本線にそって修景・修理が行われるのである。

生活の場の保存 町家はそこを根拠として人々が生活している。町もまた人々の生活の場であり、日々刻々と変化し、これまで変化してきた。この町を現状のままに凍結するということは考えられない。生活の変化に応じた改造や修理は当然必要である。それにあたっての問題は、改造や修理のやり方をどうするかという点である。柱や梁など主要な構造材を取りさるとか、これらの部材にのこる古い仕口や痕跡など、その建物の歴史を刻んでいる証拠を隠滅することはさけなければならない。これらにかかわらないように工夫した改造や修理の方法が望まれる。

一部の町家では、外観は伝統的な景観をそのまま残し、また内部も主要構造には手を加えずに「おえ」に天井を設けたり、「ろじ」の一部にユカを張って生活に便利のように改造している。高山町家



3—12 正面だけの保存